



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社ダイセル
代表者名 取締役社長 札幌 操
(コード番号 4202 東証 市場第一部)
問合せ先 事業支援センター
I R 広報グループリーダー
廣川 正彦
TEL (03)6711-8121

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 19 日開催予定の当社第 149 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことにより、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および監査役について、ふさわしい有能な人材を招聘し、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に果たすことができるようにするため、定款第 28 条および第 34 条の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 28 条の変更につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第28条 (<u>社外取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第34条 (<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第28条 (<u>取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役を除く)</u>との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第34条 (<u>監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成27年6月19日

定款変更の効力発生日

平成27年6月19日

以 上